

訪問介護重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人 宏友会が開設するうららホームヘルプサービスが行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ・事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	うららホームヘルプサービス
所在地	〒999-8134 山形県酒田市本楯字前田127番地の2 介護老人保険施設うらら内 電話番号 0234-28-3157
サービスの種類	訪問介護
介護保険事業者番号	山形県第0670800366号
通常の事業の実施地域	酒田市の区域

(2) 職員の体制

管理者	1名（兼務）
介護福祉士	4名（管理者、サービス提供責任者を含む）
サービス提供責任者	1名（管理者と兼務1名）
訪問介護員養成研修 2級修了者	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：午前7：00～午後9：00（但し、時間帯によって料金が異なります。）

3. サービスの内容

(1) 身体介護中心

食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換 等

(2) 生活援助中心

買い物、調理、掃除、洗濯 等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、以下の料金(各利用者の介護保険負担割合証に応じた介護保険サービス費)をお支払いいただきます。

介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

基本報酬・加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
身体介護中心 20分未満	163円	326円	489円	1回につき
身体介護中心 20分以上30分未満	244円	488円	732円	1回につき
身体介護中心 30分以上1時間未満	387円	774円	1,161円	1回につき
身体介護中心 1時間以上	567円 82円	1,134円 164円	1,701円 246円	1回につき 30分毎に左記の加算あり
生活援助中心 20分以上45分未満	179円	358円	537円	1回につき
生活援助中心 45分以上	220円	440円	660円	1回につき
初回加算	200円	400円	600円	初回につき、又は過去2月サービスを受けていない場合
緊急時訪問介護加算	100円	200円	300円	1回につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円	200円	300円	1月につき※開始月から3月以内
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円	400円	600円	1月につき※開始月から3月以内
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に介護保険で定められた単位数を加算			1月につき ※令和6年5月迄
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に介護保険で定められた単位数を加算			1回につき ※令和6年5月迄
訪問介護処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に介護保険で定められた単位数を加算			1月につき ※令和6年6月から

(注1)「体制要件」「人材要件」の基準を満たした事業所であると山形県に届けているので、上記金額の10%割増となります。

(注2)早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)は、上記の金額の25%割増、深夜(午後10時～午前6時)は、50%割増となります。

(注3)料金設定の基本時間は、居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。

(注4)やむを得ない事情により、利用者の同意を得て2人の訪問介護員等で訪問した場合は、200%の利用料となります。

(2) その他

①利用者は、居宅において、サービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

②利用料金の支払方法

事業者は、毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、利用者および連帯保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までにお支払いください。

支払いの方法は銀行振込みを原則としますが、事情によっては現金での支払いにも対応致します。当事業所職員にご相談下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの申し込み

まずは、電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
居宅サービス計画の依頼をしている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、利用者に対して、1ヶ月前までに通知いたします。

③自動終了

(1) 利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合

(2) 利用者が死亡した場合

④その他

ア) 次の場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することが出来ます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(4) 事業者が破産した場合

イ) 次の場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することが出来ます。

(1) 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、事業者が利用者に対し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

(2) 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難い背信行為・ハラスメント行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びに体を触る、卑猥な言動をする等のセクハラ行為等を含む）を行った場合

6. 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修の実施、担当者 の 設置等必要な措置を講じています。

7. 緊急時における対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせに従い、主治医、ご家族、居宅介護支援専門員等へ連絡します。緊急対応の要請があった場合は、午前8時30分～午後5時30分の間、対応致します。

緊急連絡先について「利用申し込み書」に記載されている内容と同一の連絡先である

同一である

異なる

緊急連絡先	氏 名	続柄／関係：
	電話番号	

8. 相談、苦情等の処理について

- ・相談・苦情に対する常設の窓口として、苦情対応責任者が窓口となります。また、責任者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにし、責任者に必ず引き継ぎます。
(担当者) 矢島慎也
(電話番号) 0234-28-3131
- ・苦情処理窓口は上記の他公的機関にも設置されています。
(窓口) 山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス推進室
(電話番号) 0237-87-8006 FAX0237-83-3354
(窓口) 酒田市健康福祉部高齢者支援課 介護保険給付係
(電話番号) 0234-26-5780

9. 当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 宏友会
代表者役職・氏名	理事長 矢島 恭一
本部住所	〒999-8162 山形県酒田市上野曽根字上中割73番地 電話番号 0234-27-3306
定款の目的に 定められた事業	上田診療所 介護老人保健施設うらら 居宅介護支援事業所 上田診療所 在宅介護支援センター うらら 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターうらら 訪問介護サービス うららホームヘルプサービス 認知症対応型グループホーム ほなみ 酒田市地域包括支援センター ほくぶ 通所介護事業所 デイサービス あい・たくせい 喀痰吸引等登録研修機関

訪問介護のサービス提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

住 所 山形県酒田市本楯字前田127番地の2

名 称 うららホームヘルプサービス (介護保険事業者番号: 0670800366)

医療法人 宏友会

代表者名

理事長 矢島 恭一

電話番号0234 (28) 3157 FAX0234 (28) 3232

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者

氏 名

連帯保証人

氏 名

(利用者との関係)